

登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者に対し、登別市私立幼稚園教材教具費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、同法第2条第1項の規定に基づいて設置された私立の幼稚園をいう。
- (2) 設置者 私立幼稚園を設置している者をいう。
- (3) 園児 私立幼稚園に在園する幼児をいう。
- (4) 保護者 園児に係る費用を私立幼稚園に対し納付する義務を負う者をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象は、市内に私立幼稚園を設置している設置者とし、保護者が負担する園児の学習活動に必要な教材教具等の購入経費を設置者が減免する場合に要する経費（第5条において「減免に要する経費」という。）の一部又は全部について補助金を交付することができる。

(補助金の算定基準)

第4条 前条に規定する補助金の算定基準は、私立幼稚園に当該年度の6月1日に在園する園児の数とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算定された園児の数に園児1人当たりの補助金の額を乗じて得た額とする。なお、当該園児1人当たりの補助金の額は、減免に要する経費を考慮して予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、市長が指定する日までに登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 減免対象予定者一覧表（別記様式第2号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

(4) 市長が特に必要と認める書類

(決定通知)

第7条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、内容が適正であるかを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに当該設置者に登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定により通知書を受理した設置者は、登別市私立幼稚園教材教具費等補助金請求書(別記様式第4号)により、補助金の請求をしなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた設置者は、その事業が完了したときは、登別市私立幼稚園教材教具費等補助金実績報告書(別記様式第5号)に減免対象者一覧表(別記様式第6号)及び収支決算書を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、登別市私立幼稚園教材教具費等補助金額確定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金に係る調査等)

第10条 市長は、補助金について必要と認めるときは、設置者に対し報告を求め、若しくは職員に調査させることができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、設置者が嘘偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則(平成14年告示第99号)

この告示は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年告示第121号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

所在地

幼稚園名

設置者名

印

年度の登別市私立幼稚園教材教具費等補助金の交付を願いたく登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

補助金交付申請額の内訳

区 分	算定基準園児数	園児1人当たりの補助金の額	補助金申請額
教材教具費等補助金	人	円	円

2 6月1日現在の園児数等

区 分	年 少	年 中	年 長	計
6月1日現在の園児数	人	人	人	人
教材教具費等補助金算定基準園児数				

別記様式第2号（第6条関係）

減免対象予定者一覧表

幼稚園名 _____

園児氏名 (生年月日)	在園区分 (入園年月日)	保護者名	住所	教材教具費等 減免予定額	備考
(. .)	年 (少・中・長) (. .)			円	
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
			計	円	

別記様式第3号（第7条関係）

登別市指令第 号

年度登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付決定通知書

申請者 所在地

幼稚園名

設置者名

年 月 日付け（第 号）で申請のありました標記補助金について、登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

年 月 日

登別市長

印

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとします。
交付決定額 円
- 2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
- 3 申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の額に変わりがなく軽易な変更の場合は、その限りではありません。
- 4 事業が期限内に完了する見込がない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 この指令に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備保管しなければなりません。
- 6 事業終了後30日以内に事業実績報告書及び収支決算書を提出してください。
- 7 前項の内容及び事業の実績とその成果並びに出納の状況を監査することがありますが、これを拒むことができません。
- 8 前項の条件に違反し、又は事業執行予算に対して支出額がいちじるしく減少した場合は、補助金を減額し、又は取消することがあります。この場合既に補助しました金額の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- 9 この指令書により、補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第4号（第7条関係）

登別市私立幼稚園教材教具費等補助金請求書

年 月 日

登別市長 様

所在地

幼稚園名

設置者名

印

先に交付決定のあった 年度登別市私立幼稚園教材教具費等補助金について、次のとおり請求いたします。

記

補助金交付請求額 円

上記金額について次のとおり口座振込を依頼します。

振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義	

別記様式第5号（第8条関係）

登別市私立幼稚園教材教具費等補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

所在地

幼稚園名

理事長名

印

年 月 日付で登別市指令第 号で交付を受けた補助金について、事業が完了しましたので登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

(1) 減免対象者一覧表（別記様式第6号）

(2) 収支決算書（任意様式）

別記様式第6号（第8条関係）

減免対象者一覧表

幼稚園名 _____

園児氏名 (生年月日)	在園区分 (入園年月日)	保護者名	住所	教材教具費等 減免額	備考
(. .)	年 (少・中・長) (. .)			円	
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
(. .)	年 (少・中・長) (. .)				
			計	円	

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

年度登別市私立幼稚園教材教具費等補助金確定通知書

申請者 様

登別市長 印

年 月 日付け、登別市指令第 号で交付の決定をいたしました
標記補助金について、登別市私立幼稚園教材教具費等補助金交付要綱第9条の規定に
より、次のとおり確定しましたので通知します。

記

1 補助金の確定額は、次のとおりとします。

確定額 円

（ 交付決定額 円 ）
（ 変更交付決定額 円 ）